

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の用途について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められました。この都道府県分のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

当市の平成30年度における地方消費税交付金の予算計上額は7億7千万円で、このうち税率引き上げに伴う交付金は3億円余りです。

平成30年度の用途については下記のとおり充当することとしています。

(単位:千円)

事業名称等	平成30年度予算額	一般財源額	充当交付金額
障がい福祉サービス事業	1,316,957	336,255	150,000
放課後児童健全育成事業	121,557	45,057	17,058
特定教育施設・保育施設入所事務	828,430	260,416	100,000
生活保護費	580,452	141,691	50,000
その他社会保障関係事業	5,892,982	4,117,871	0
計	8,740,378	4,901,290	317,058